

# 営業許可書

COPY

川食収 第 2-120 号  
令和 2 年 9 月 25 日

住所又は主たる  
事務所の所在地 埼玉県川越市新宿町 4-1-4

氏名又は名称 鈴ヤ商事株式会社  
内野 利春 様

川越市保健所長

丸山 浩



令和 2 年 8 月 4 日 付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第 5 2 条 の規定により、下記のとおり許可する。

記

- 営業所の所在地 埼玉県川越市新宿町 4-1-4
- 営業所の名称、屋号又は商号 鈴ヤ商事 (株) 川越事業所
- 許可事項

営業施設符号 58・201・017633

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
菓子製造業	2	10	1	8	9	30	
	[	以	下	余	白	]	

## 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。